作成日　2016/08/22
改訂日　2025/10/30

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	35%過酸化水素
供給者の会社名称	サンワ化学株式会社
住所	静岡県袋井市浅羽2777-1
担当部門	品質保証部
電話番号	0538-23-6611
推奨用途	漂白、殺菌
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

物理化学的危険性	酸化性液体 区分2
健康有害性	急性毒性(経皮) 区分3 急性毒性(吸入:蒸気) 区分3 急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) 区分2 皮膚腐食性／刺激性 区分1 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分1 発がん性 区分2 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分1 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示

注意喚起語	危険
危険有害性情報	H272 火災助長のおそれ:酸化性物質 H311+H331 皮膚に接触した場合や吸入した場合は有毒 H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 H330 吸入すると生命に危険 H351 発がんのおそれの疑い H370 呼吸器の障害 H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害 H400 水生生物に非常に強い毒性
注意書き	
安全対策	熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210) 衣類及び可燃物から遠ざけること。(P220) 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260) 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
応急措置	飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331)

皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。(P308+P311)
直ちに医師に連絡すること。(P310)
特別な処置が緊急に必要である。(P320)
特別な処置が必要である。(P321)

保管　換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別　混合物
化学名又は一般名　H_2O_2
別名　オキシフル、オキシドール

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
過酸化水素	35%	H_2O_2	(1)-419	既存	7722-84-1
水	65%	H_2O	-	-	7732-18-5

4. 応急措置

吸入した場合
直ちに医師に連絡すること。
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。
特別な治療が緊急に必要である。

皮膚に付着した場合
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。
特別な処置が必要である。
汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。

眼に入った場合
直ちに医師に連絡すること。
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合
口をすすぐこと。
飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤　この製品自体は、燃焼しない。
使ってはならない消火剤　ハロゲン化物、CO_2、炭酸水素塩類。
火災時の特有の危険有害性　燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。
特有の消火方法　火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。
消火作業は、風上から行う。

	周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。 関係者以外は安全な場所に退去させる。 加熱・衝撃・摩擦を避ける。 可燃物、強酸との接触を避ける。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	呼吸用保護具を着用すること。 消火作業では、適切な保護具（手袋、眼鏡、マスクなど）を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	呼吸用保護具を着用すること。 多量の場合、人を安全な場所に退避させる。 必要に応じた換気を確保する。
環境に対する注意事項	漏出物は回収すること。 漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	少量の場合、吸着剤（土・砂・ウエスなど）で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。大量の水で洗い流す。 多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。
二次災害の防止策	付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。 床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。 漏出物の上をむやみに歩かない。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
	安全取扱注意事項	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 呼吸用保護具を着用すること。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
	接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。
保管	安全な保管条件	『10. 安定性及び反応性』を参照。 施錠して保管すること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度（産衛学会）	許容濃度（ACGIH）
過酸化水素	未設定	未設定	設定あり

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
過酸化水素	0.5ppm	−

許容濃度（ACGIH）参照先：https://www.acgih.org/

設備対策		蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
保護具	呼吸用保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。
	手の保護具	状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護手袋等適切な保護具を着用すること。 リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。
	眼、顔面の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保護具を選択し、着用すること。
	皮膚及び身体の保護具	状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護衣、履物等適切な保護具を着用すること。 リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物を選択し、着用すること。

９. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
形状	透明液体
色	無色
臭い	特有の刺激臭
融点／凝固点	−33℃
沸点又は初留点及び沸点範囲	108℃
pH	2.0～3.7（20℃）
溶解度	水と任意の割合で溶け合う
蒸気圧	3.07kPa (23mmHg, 30℃)
密度及び／又は相対密度	比重　1.13 (20/4℃)
過酸化水素として	
融点／凝固点	−0.89℃
沸点又は初留点及び沸点範囲	62.8℃(21mmHg), 80℃(46mmHg), 151.4℃(1気圧, 外ソウ法)
溶解度	水に自由に混合, エーテルに易溶, エタノールに可溶, ベンゼンに不溶, 石油エーテルに不溶
密度及び／又は相対密度	1.46(0℃, 液体), 1.438(20℃, 4℃, 液体), 1.64(−7.4℃, 固体)

１０. 安定性及び反応性

反応性	自己反応性無し。
化学的安定性	異物（重金属、アルカリ、酸化されやすい有機物等）が混入しない限り非常に安定である。
避けるべき条件	加熱、光、衝撃、摩擦。
混触危険物質	塩基性物質（アルカリ性物質） 還元性物質（還元剤） 重金属類（白金、銀、クロム、マンガンなど）及びこれを含有する金属材料
危険有害な分解生成物	加熱により支燃性ガス（酸素）が発生する。

１１. 有害性情報

急性毒性	経口	急性毒性推定値が2300mg/kgのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。
	経皮	急性毒性推定値が690mg/kgのため区分3とした。
	吸入	（気体） GHS定義による気体ではない。 （蒸気） 急性毒性推定値が1438ppmのため区分3とした。 （粉じん・ミスト） 急性毒性推定値が0.46mg/lのため区分2とした。

皮膚腐食性／皮膚刺激性	区分1の成分合計が35%のため、区分1とした。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	眼区分1の成分合計が35%のため、区分1とした。
呼吸器感作性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
皮膚感作性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生殖細胞変異原性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
発がん性	区分2の成分が35%のため、区分2とした。
生殖毒性	（生殖毒性） 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 （生殖毒性・授乳影響） データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1(呼吸器)の成分が35%のため、区分1(呼吸器)とした。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1(呼吸器)の成分が35%のため、区分1(呼吸器)とした。
誤えん有害性	動粘性率が不明のため、分類できないとした。

12. 環境影響情報

水生環境有害性　短期（急性）	区分1×毒性乗率の成分合計が35%のため、区分1とした。
水生環境有害性　長期（慢性）	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壌中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。
汚染容器及び包装	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制	海上規制情報	IMOの規定に従う。
	UN No.	2014
	Proper Shipping	過酸化水素（水溶液）
	Class	5.1
	Sub Risk	8
	Packing Group	Ⅱ
	Marine Pollutant	applicable

	Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex Ⅱ, the IBC Code	Not applicable
	航空規制情報	ICAO／IATAの規定に従う。
	UN No.	2014
	Proper Shipping	過酸化水素（水溶液）
	Class	5.1
	Sub Risk	8
	Packing Group	Ⅱ
国内規制	陸上規制	毒物及び劇物取締法の規定に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	2014
	品名	過酸化水素（水溶液）
	クラス	5.1
	副次危険	8
	容器等級	Ⅱ
	海洋汚染物質	該当
	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	2014
	品名	過酸化水素（水溶液）
	クラス	5.1
	副次危険	8
	等級	Ⅱ
緊急時応急措置指針番号		140

１５．適用法令

労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第５７条第１項、施行令第１８条第２号～第３号、安衛則第３０条別表第２） 過酸化水素 危険物・酸化性の物（施行令別表第１第３号） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第５７条の２第１項、施行令第１８条の２第２号～第３号、安衛則第３４条の２別表第２） 過酸化水素（安衛則別表第２の番号：395）（30%-40%） 皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質（安衛則第５９４条の２第１項、令和４年５月３１日基発０５３１第９号、令和５年７月４日基発０７０４第１号・５該当物質の一覧） 過酸化水素
労働安全衛生法（表示・通知対象物質、がん原性物質）（令和８年施行分）	名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第５７条第１項、施行令第１８条第２号～第３号、安衛則第３０条別表第２） 過酸化水素 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第５７条の２第１項、施行令第１８条の２第２号～第３号、安衛則第３４条の２別表第２） 過酸化水素（安衛則別表第２の番号：395）（30%-40%）

労働安全衛生法（表示・通知対象物質、がん原性物質）（令和9年施行分）	名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2） 過酸化水素 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2） 過酸化水素（安衛則別表第2の番号：395）（30%-40%）
毒物及び劇物取締法	劇物（指定令第2条） 過酸化水素を含有する製剤（35%）
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	非該当
水質汚濁防止法	指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）
海洋汚染防止法	有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1）
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	酸化性物質類・酸化性物質（危規則第3条危険物告示別表第1）
航空法	酸化性物質類・酸化性物質（施行規則第194条危険物告示別表第1）
港則法	その他の危険物・酸化性物質類（酸化性物質）（法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）
道路法	車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2）
労働基準法	疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1）

16. その他の情報

参考文献	NITE
その他	記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づき作成していますが、情報の正確さ、安全性を保証するものではありません。未知の有害性がありうるため、取り扱いには細心の注意が必要で、ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定下さるようお願い致します。